

(仮称) 会津若松風力発電事業計画段階環境配慮書に対する
省令*第 14 条第 3 項の規定に基づく意見

(※発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号))

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、会津若松市湊町地区において大規模な風力発電事業を想定するものであるが、現時点では計画の熟度が低いことから、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、風力発電機の配置等の具体的な内容を明らかにすること。
- (2) 環境影響評価の実施に当たっては、基礎資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価方法を採用するとともに、住宅の分布、風況、その他自然状況等の多面的な視点から事業計画に関する複数案を検討し、綿密な調査の実施により、風力発電施設・関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、事業の実施による環境影響が最小となる計画とすること。具体的には、事業実施想定区域には都市公園法に基づく風致公園である「背炙山公園」が含まれていることから、事業実施想定区域から「背炙山公園」の区域を除外すること。また、事業実施想定区域から、まとまりのある自然植生、希少な動植物の生息地等の地域を極力除外するとともに、近隣住民の居住環境、重要な水源、保安林の機能、景観資源、交通、電波通信等に支障を来さないようにすること。
- (3) 事業実施想定区域の南方では、他事業者が運営する大規模な風力発電所が稼働しており、当該発電所との累積的な影響が懸念されることから、騒音、低周波音、景観、動植物等について他事業者と情報を共有し、環境影響評価に反映させること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、必要な情報の事前周知及び十分な説明と意見の聴取を行い、地元住民の懸念事項の的確な把握に努めること。また、環境影響評価図書の縦覧に当たっては、縦覧期間終了後もインターネットなどによる閲覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図るとともに、住民の利便性向上及び情報公開に努めること。
- (5) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画し、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 大気質について

事業実施想定区域の周辺には多くの住宅や福祉施設、学校等が存在するため、建設機械や車両から発生する排出ガス等による影響が懸念される。このため、資材の輸送経路や気象を含む地域特性を踏まえ、造成工事、工所用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等について、当該区域周辺への影響を適切に調査、予測及び評価する方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 事業実施想定区域の周辺には多くの住宅や福祉施設、学校等が存在しており、騒音、振動及び低周波音（以下「騒音等」という。）による影響が懸念される。このため、造成工事等の施工、工所用資材の輸送や供用時の騒音等について、地元住民の生活環境等への影響を適切に調査、予測及び評価する方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。
- (2) 風力発電機の稼働に伴い発生する騒音等の十分な低減のため、風力発電機の機種、配置や基数を工夫するとともに、騒音等の低減に有効な装置の導入等を検討すること。特に、事業実施想定区域の近隣に多くの住宅や福祉施設、学校等が存在していることから、個別の風力発電機の配置に当たり、これらとの離隔距離を最大限確保すること。
- (3) 騒音等の聞こえ方には個人差があり、住宅の立地環境や居住環境も異なることから、調査、予測及び評価を行うに当たっては、環境省が平成 29 年 5 月 26 日に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考に、過去の被害事例等も調査し、風力発電機の配置、稼働制限等の措置を含め、現実の風向きによる影響を反映する等、調査計画を綿密に策定し、それらの結果を方法書に具体的に記載すること。なお、翼の回転による振幅変調音及び内部の増速機や冷却装置から生じる純音性成分が、地元住民のアノイアンス（わずらわしさ）につながる可能性及び当該影響が確認された場合の対策についても検討すること。

4 水環境について

- (1) 事業実施想定区域内には、飲用水や生活用水等に利用されている会津若松市及び地元住民が運営する簡易水道の水源が複数存在しており、当該区域の南部には水源かん養保安林が分布していることから、事業の実施に伴う森林伐開等により水源や保安林の機能を阻害することが懸念される。このため、方法書においては、風力発電機設置予定範囲及び発電所工所用道路等の改変区域を明確にした上で、上記水源や保安林を含む水環境への影響を適切に評価するための方法を具体的に記載すること。また、当該区域及びその周辺の小河川や沢の状況を把握して、これらが住民の生活用水等に利用されているか否かについて綿密に調査すること。

- (2) 土地の改変等による地下水及び湧水の水質・水量への影響が発生するまでには時間がかかることから、事業の実施前後の水環境への影響を把握できるように、事業開始前から水質・水量に関するモニタリングを実施する等の対応を検討すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周辺は複数の河川の上流域であり、また東方には猪苗代湖が存在していることから、事業の実施に伴い、汚水や濁水が水源や周辺河川に流入することを防ぐため、適切な生活排水対策、仮設沈砂池の設置、それらの対策の維持管理等の環境保全措置を綿密に検討すること。

5 地形・地盤について

- (1) 大型の風力発電機は安定した地盤上に建設されることが不可欠であることから、地盤調査を十分に実施して適切な施工計画を策定すること。なお、事業実施想定区域及びその周辺には砂防指定地や多くの土石流危険渓流が存在することから、事業に伴う土地の改変等により土砂災害が発生することのないよう、土砂流出防止対策や集中豪雨等による斜面の安定対策、被害防止対策について十分に検討すること。
- (2) 土地の切盛りは必要最小限とし、その内容を方法書に具体的に記載すること。

6 風車の影について

事業実施想定区域及びその周辺には多くの住宅等が存在し、施設の稼働に伴う風車の影（シャドーフリッカー）が住民の生活環境に影響を及ぼす懸念があることから、風車の影が生じる範囲を綿密に検討し、住宅、耕作地等に風車の影が極力掛からない配置計画とすること。

7 動植物・生態系について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には会津東山自然休養林や飯盛山鳥獣保護区、会津山地緑の回廊などの豊かな自然環境が存在しており、事業の実施による動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、工所用資材の輸送、造成工事等の施工、風力発電機の建設等により生じる動植物及び生態系への影響を適切に調査、予測及び評価する方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。なお文献調査等において、天然記念物であるヤマネや国内希少野生動植物であるクマタカなどの生息が確認されていること等を踏まえ、調査地点を可能な限り多く設定して、現地の動植物相を詳細に把握できる方法を採用すること。また、動物の棲息場所となる樹洞の分布を把握する調査方法も記載すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺では希少猛禽類の生息が確認されているほか、渡り鳥の渡り経路が存在することから、事業の実施により風力発電機への衝突事故及び渡り経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電機の配置等の検討に当たり、

専門家等の助言や最新の知見をもとに鳥類への影響を適切に調査、予測及び評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。また、一般的に強風時には飛翔しないコウモリ類の特性を踏まえ、風力発電機のカットイン風速とコウモリ類の衝突頻度との関係について調査、予測及び評価を行うこと。なお、高高度における飛翔状況の調査方法については、紫外線による昆虫の集合特性を回避するためLED照明や遠赤外線ビデオ等を利用した調査を検討すること。

- (3) コウモリ類及び猛禽類の繁殖活動の調査については、地域的に偏りが生じないよう綿密な計画とすること。
- (4) 事業の実施により、土砂や濁水の流入による河川の源流域への影響が懸念されることから、小河川や溪流部、小規模の湿地を含めて水生生物の調査地点を可能な限り多く設け、これらの影響を可能な限り回避する計画とすること。
- (5) 事業実施想定区域及びその周辺では自然度が高いブナ、ミズナラ等の植生が存在しており、希少な植物の生育が予想されることから、当該区域の地形に合わせてトランセクト法等を採用する等、植生調査の方法及び範囲等を綿密に計画すること。また、風力発電機を森林の稜線部分に建設する場合、森林伐採の影響を受ける植生の面積が大きくなり、伐採による太陽光量や風速等の変化による林縁効果の発生が懸念されることから、これらについても綿密に検討すること。

8 景観、人と自然との触れ合いの活動の場について

- (1) 風力発電機の大きさ、塗色、配置等については、供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されることから、風力発電機の配置等の検討に当たり、主要な眺望点からの眺望や景観資源の利用状況等を把握した上で、それらへの影響を適切に評価できる方法を検討し、その結果を方法書に具体的に記載すること。なお、評価に当たっては、視野角だけでなく、二列配置や等間隔に設置されているか否か等の風力発電機の並び方についても複数案を検討すること。
- (2) 主要な眺望点として挙げられている「背あぶり山」については、「関白平」のほか、「レストハウス」、「キャンプ場」、「アスレチック広場」、「展望台」などからも猪苗代湖や磐梯山等を望むことができる。本事業の実施に伴い、これらの地点から眺望景観が損なわれる可能性があることから、複数の眺望点からのフォトモンタージュを作成し、客観的な予測及び評価を実施して、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、送電線及び系統連系地点は検討中とされているが、これらの送電設備が山林等に設置される場合には、良好な自然景観が阻害される可能性があることから、送電線経路の検討段階において風力発電機の設置による評価と同等の水準により、景観に配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周辺には、背あぶり山を含む会津東山自然休養林や福島県を

代表する観光資源である猪苗代湖などが存在することから、これらを利用する住民の活動に支障が生じないように、適切な事業計画とすること。

9 廃棄物について

- (1) 事業の実施により、工事中に相当量の伐採木や建設残土等の発生が想定されることから、発生量の予測等を行った上で、法令に基づき適切に処理する計画とすること。
- (2) 風力発電設備の耐用年数や更新時期についてあらかじめ考察を加え、事業終了後を含めた将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画を策定すること。

10 電波障害について

事業実施想定区域に近接する位置に多くの電波塔が設置されているほか、当該区域内には他の電波塔が存在していることから、関係機関への確認のほか現地調査を実施する等により、正確な設置状況を把握すること。その上で、風力発電機の設置による電波障害の影響を適切に評価する方法を検討し、その結果を方法書に記載すること。

11 文化財について

事業実施想定区域及びその周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在することから、土地の形質変更は可能な限り回避する計画とするとともに、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、事前に関係自治体と協議すること。また、事業実施想定区域の北側（下馬渡地区西側山中）に存在する赤井城跡 A 遺跡を当該区域から除外すること。

12 その他

- (1) 資材の運搬等のために使用することが想定される事業実施想定区域及びその周辺の道路について、交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その内容を方法書に記載すること。
- (3) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。

(※参考 事業の概要)

- 1 事業者の名称 株式会社イメージワン
- 2 事業の名称 (仮称) 会津若松風力発電事業
- 3 事業の種類 風力発電所設置事業
- 4 事業の規模 発電設備出力 最大 21,000 キロワット(単機出力約 4,200 キロワットの風力発電機を 5 基程度設置)
- 5 事業実施想定区域 会津若松市湊町地区